

きずな



《今月の笑顔》



医療法人社団喜珠会
アイ・デンタル・オフィス

たきもと かよこ
瀧本佳世子さん

あきやま
秋山めぐみさん



法人会「令和6年度税制改正提言」



タックスコーナー

「電子帳簿保存法」電子取引データの保存方法をご確認ください
事業主の皆さまへ

「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると
従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」



「親と子の税金教室2023」開催

「西武園ゆうえんち」で〇×税金クイズを実施 ～親と子の税金教室2023～



▲今年の会場は、ペルーナドーム（西武ドーム）も近い「西武園ゆうえんち」で開催しました



▲「夕日の丘商店街」では昭和レトロを再現



▲参加者は〇×の書かれたうちわを高く上げて解答しました

八王子法人会の恒例事業のひとつ、「親と子の税金教室」。厚生委員会が企画検討を行い、今年は「西武園ゆうえんち」を会場に開催されました。

一行は到着後、早速園内の「舶来グリル」にて、社会貢献委員が中心となり企画した「〇×税金クイズ」に挑戦。総合司会の曾我 副委員長の掛け声で始まり、バルタン星人のぬいぐるみをまとったクイズ進行役の馬場 委員が登場すると、参加者から大きな歓声が沸き、会場は盛り上がりました。昨年に続きタッグを組んだ2人のクイズ進行は、息もぴったりでスムーズに進みました。

クイズの後は、参加者各自で自由行動となり、アトラクションに乗ったり、ショーなどの鑑賞や食事など、秋晴れの行楽日和を楽しみました。

厚生委員会では、今回の参加者の感想も踏まえ、来年度の内容について検討を行い、より多くの会員家族が楽しんで頂けるよう企画していきます。



バルタン星人のぬいぐるみを着た
馬場 社会貢献委員（左）
総合司会の曾我 社会貢献副委員長（右）



税に関する絵はがき 優秀作品14点が決定

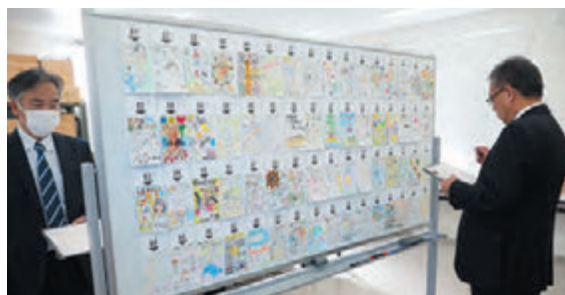
今年で10回目を迎えた、市内在学の小学生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」。例年、女性部会を中心に、市内70校の小学校に対して募集活動を行っており、多数の力作が寄せられます。今回の応募総数は561作品。10月初旬には、女性部会幹部役員、社会貢献委員会正副委員長、税務署審理官などによる一次審査が行われ、うち、105作品が二次審査へ進みました。

二次審査の段階では、八王子税務署、東京都八王子都税事務所、八王子市、八王子市教育委員会といった官公庁の他、八王子商工会議所、東京税理士会八王子支部、八王子納税貯蓄組合連合会、八王子優法会の代表の方にも審査に加わっていただき、上位14作品が本年度の入選作品として選定されました。二次審査対象作品は、税の果たす役割や大切さを丁寧な絵と端的なキャッチコピーで表現した作品が多く、審査は慎重を期して行われました。

最優秀賞、八王子税務署長賞をはじめ、入選した児童が集う表彰式は11月29日に開催を予定しています。なお、表彰式の様子と、入選した全ての作品については、会報の1月号でご紹介をさせていただきます。



◀一次選考会の様子



◀二次選考の様子



◀入選作品決定会議の様子

交流事業レポート

【2023.10.19 北八地区／10.24 北地区 GMG八王子ゴルフ場】

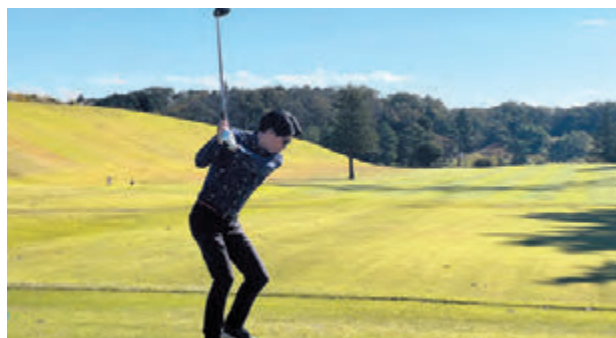
秋の会員交流ゴルフ大会を開催

スポーツの秋のシーズンとなり、各地区ゴルフ大会など会員交流事業も活発に行われる季節となりました。北八地区では20名、北地区では35名の会員が集まり、両日とも最高のゴルフ日和の中ゴルフ大会が開催されました。ゴルフを通じた参

加者同士の交流も深まり、貴重な異業種交流の機会となりました。表彰式も行われ、事業担当役員の皆さまの協力により、無事に終えることが出来ました。今後も多くの方に参加いただける内容にしていきます。



▲スタート前に記念撮影（北地区）



▲視界良好のなか フルスイング！

法人税テーマ別説明会を開催 ①経理処理のガイドライン ②法人税申告書の書き方

研修委員会では、八王子税務署 法人課税部門の審理官にご登壇いただき、「短期集中講座」と題し二日間にわたり「税務セミナー」を開催しました。

1日目は「経理処理のガイドライン」をテーマに、税務調査で指摘の多い点をクイズ形式で取上げ、どうして?なぜ?それが間違えなのかを解説していただきました。

2日目は「法人税申告書の書き方」をテーマに、このセミナーのために作成いただいたオリジナルの決算書を基に、日々の経理処理の最終目的ともいえる「申告書」を自身の手で作成しました。

どちらのセミナーも、入門編ではありましたが、実務に役立つポイントをおさえることができスキルアップに繋がったと思われます。



▲10月24日講師：渡邊審理官



▲10月25日講師：西尾審理官



2024年1月から義務化の「電子帳簿保存法」について解説

西部地区では、2024年1月から義務化となる「電子帳簿保存法」のポイントについて、八王子税務署法人課税第一部門下倉統括官、西尾審理官より解説いただきました。税務調査での調査ポイントを含め、今後の準備と対応についての説明がありました。



▲実務に沿った説明がありました

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 (注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

女性部会

1泊研修会を開催 ～東京都心の観光スポットを巡る～

女性部会では、9月27日から28日にかけて、5年ぶりに1泊研修会を開催しました。

今回は、行こうと思えばすぐ行ける場所なのに、個人ではなかなか出かける機会のない、都内各地の観光スポットをめぐるしました。

初日は新宿・歌舞伎町タワー内のレストランでの昼食を楽しんでから、浅草を散策。隅田川に浮かぶ屋形船での懇親会の後、豊洲に昨年オープンした、天然温泉大浴場と、都心部の夜景の眺望が自慢のラビスタ東京ベイに宿泊しました。2日目は、豊洲市場を見学してから、以前から西新井大師や柴又帝釈天を巡りました。

(参加26名)



▲歴代女性部会長で記念撮影

(左より) 指田(元部会長)、山田(元部会長)、芦田(前部会長)、小林(部会長)

源泉部会

最新のダム施設「ハツ場ダム」を見学



源泉部会では、10月5日、群馬方面への日帰りバスツアーを開催しました。最初に立ち寄ったハツ場ダムでは、現地のガイドの方のご案内で、一時期、工事中止で話題になったこともある最新のダム施設を見学しました。昼食は、ダム工事に伴う水没で移転した、JR川原湯温泉駅前のキャンプ場でバーベキューと地ビールを堪能。近くに位置する、道の駅「あがつま峡」で地元の農産物などの買いものを楽しみ、帰路につきました。(参加20名)

恩方地区

佐原(千葉県)・牛久シャトー(茨城県)を巡るバスツアーを開催

恩方地区では、10月21日、千葉県佐原、茨城県牛久方面へ日帰りバスツアーを開催しました。午前中は香取神宮への参拝と、香取市佐原の街並みをガイドツアーの話聞きながら巡りました。その後「佐原千代福」でゆっくり昼食を楽しみました。

午後は茨城県牛久市へと移動し、「牛久シャトー」を見学。ワイナリーとしての歴史ある施設を見ることが出来ました。帰路の車内では恒例の「ビンゴ大会」を開催。参加の皆様や会員企業からご提供いただいた景品を、皆で分け合いました。(参加30名)



▲牛久シャトー前で記念撮影

1 税・財政改革のあり方

コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。

まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率

法人会 令和6年度税制改正提言

財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず

現世代で解決を！

法人会は令和6年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、世界で突出して悪化している財政の速やかな健全化に着手するとともに、異次元で進む少子高齢化や人口減少を前に、いびつな税財政構造をもたらししている「中福祉・中負担」の均衡財政に改革するよう求めています。また、経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

経緯の関係上、要約掲載いたしません

化」によって可能な限り抑制する。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。

とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で

法人会税制提言の全文については、全法連HPをご覧ください

大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指

摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法をご確認ください

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

どのようなデータの保存が必要なの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。
- 受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

どのように保存する必要があるの？

- 改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- 「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※ 保存するファイル形式は問いませんので、PDFに変換したものや、スクリーンショットでも問題ありません。

もっとくわしく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画などを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



改ざん防止のための措置とは？

- 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
- 改ざん防止のための事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

※ 上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」といった方法もあります。

検索要件を満たすための簡易な方法とは？

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。索引簿のサンプルは、国税庁HPに掲載しています。

【①のイメージ】

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|-----|----------|--------|----------|-----|
| 1 | 20240331 | 110000 | (株)震商店 | 請求書 |
| 2 | 20240210 | 330000 | 国税工務店(株) | 注文書 |
| 3 | 20240228 | 330000 | 国税工務店(株) | 領収書 |
| ... | | | | |
| 49 | 20241217 | 220000 | (株)震商店 | 請求書 |
| 50 | 20241227 | 55000 | 国税工務店(株) | 領収書 |

② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

【②のイメージ】

- 📄 20240331_110000_(株)震商店.pdf
- 📄 20240210_330000_国税工務店(株).msg
- 📄 20240228_330000_国税工務店(株).pdf
- 📄 20241217_220000_(株)震商店.pdf

※ 税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

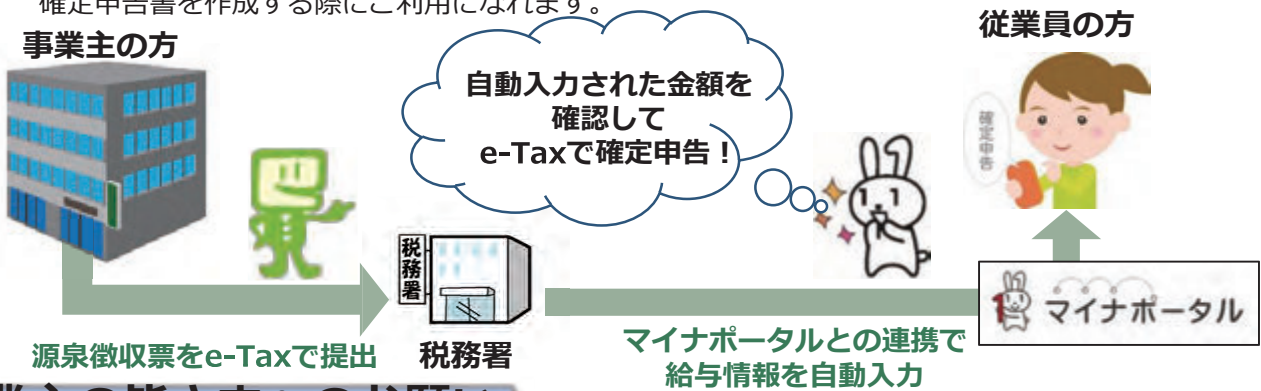


改ざん防止のための事務処理規程や索引簿のサンプルは、[こちら](#)から確認できます

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

キラリ輝く！ 会員企業

Agos Studio

有限会社 アゴス・スタジオ

Vol 41

次の100年に向けて新たに生まれ変わります

昨年末 創業100年を越えた『有限会社丸屋糸店』を閉店して、新たに『有限会社アゴス・スタジオ』として屋号と業務内容を一新して生まれ変わりました。

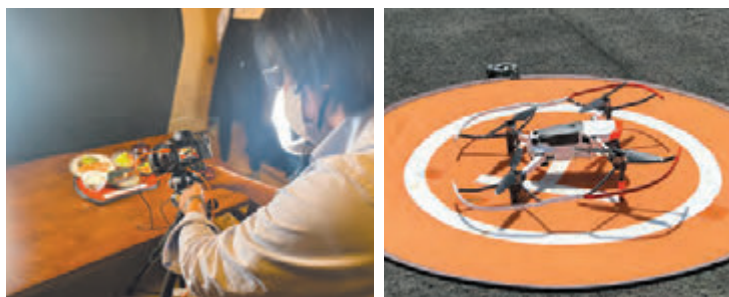
様々な商環境や時代の変化に呑み込まれ一度は廃業も考えましたが、先々代から受け継いだバトンを企業の姿形は変わりますが継承していくことを決断致しました。

新たな業務内容は動画・静止画の出張撮影と編集などを中心としたデジタルコンテンツ制作を承っております。（ドローン撮影も含む）次の100年に向けて新たな一歩を踏み出しました。（曾我社長）

きっかけは 法人会青年部会での出会い

本格的にコンテンツ制作事業を始めたのは約10年前。きっかけは、八王子法人会青年部会で出会った『株式会社アトラス広告社』の近藤社長と、『ライジングサンコーポレーション株式会社』の坂本社長とタッグを組んで始めたLEDデジタルサイネージ事業への新規参入でした。1社だけでは難しい事業を、それぞれが強みを生かしてワンチームとなって取り組んでまいりました。コツコツと実績を積み重ね、今では日本全国へと商圏が広がっております。

今後は動画撮影や、ポートレート撮影・商品撮影が出来る簡易スタジオを新設して、お客様が気軽に撮影できるサービスのご提供を計画しております。（曾我社長）



PR動画・商品撮影からドローン撮影まで



「お気軽にご連絡下さい」（曾我社長）



動画・静止画をはじめ様々なデジタルコンテンツを制作

本店所在地
〒192-0053
八王子市八幡町5-12
TEL: 042-624-6222

事務所兼スタジオ
〒192-0084
八王子市三崎町6-13
マルヤビル6階

お問い合わせはメールにて承っております。
メール: soga@agos-s.co.jp
近日中にホームページ制作予定

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、『医療法人社団喜珠会アイ・デンタル・オフィス』を訪問し、代表の金山雄二さん、歯科衛生士の瀧本佳世子さん、秋山めぐみさんにお話を伺いました。

▼「一般歯科、歯科往診、緊急個別往診を行って16年目になります。ドクター11名、歯科衛生士他女性スタッフ22名、医事スタッフを含め40数名の体制で行っています。八王子のほか、町田、福生、藤野にも拠点があります」(金山代表)

▼歯科衛生士として口腔ケア、ドクターのサポートを行う瀧本さんと秋山さん。それぞれ往診の担当を持ち、訪問しています。「患者さんの顎が外れたといった緊急処置で、土日など休日出勤することもあり、スタッフ全員で協力しあって取り組んでいます。患者さんからお礼のお手紙などいただくと非常にうれしく思います」(瀧本さん、秋山さん)

▼休日の趣味や過ごし方などお聞きすると、「ハンギョドンにはまっています。ぬいぐるみやキャラクターグッズなど集めています」(瀧本さん)「子供が3人います。子育てが中心になり、自分の時間が取りづらいですが、美容とファッションが好きで楽しんでいます」(秋山さん)

▼「これから高齢者が増えていきます。私も一緒に働いてきた仲間が認知症になる経験がありました。八王子市内約5,000人の患者さんの歯を見てきましたが、少しでも多くの方の治療をし、食事など日常生活を送れる助けとなるように、これからも治療に取り組んでいきます」(金山代表)



| | | |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 歯科衛生士 たきもと かよこ 瀧本佳世子さん | 代表 かなやま ゆうじ 金山雄二さん | 歯科衛生士 あきやま 秋山めぐみさん |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|

▼「高齢者施設などから歯科へ患者さんを連れていく場合は、待ち時間など非常に多くの時間がかかります。私たちが往診で伺うことで、患者さんやそのスタッフの方の時間や手間がかからなくなります。長い経験を持つスタッフが大勢いますので、患者さんとのコミュニケーションを円滑に行って治療いたします。お困りのことなどございましたら当院へお気軽にご連絡ください」(スタッフ一同)

〒192-0052 八王子市本郷町6-16
診療受付：平日 9:00～12:00
13:30～18:00
電話：042-626-1616 休診日：土日祝日
FAX：042-643-8411
<https://aidentaloffice.ci-hp.jp/>



知財多摩だより ～名称表示の保護について～

私たちは、日本国憲法のもと、自由な経済活動が保障されています。他人の経済活動も自由とはいえ、自己の営業上の名称表示が他人の使用から保護されるべき場面があり、名称表示の性質によって、他人の使用を排除できる制度がいろいろ用意されています。子供時代の早口言葉遊び「トウキョウトツキョキョカキョク」にあらわされるように、例えば、商品やサービスの名称表示は、特許庁長官によって「許可」されると他人の使用を排除できるようになります。この他に地域の伝統産品について、産地名と関連付けされた商品表示は、農林水産大臣によって

「地理的表示」として保護されます。酒類については、国税庁長官によって酒類の「地理的表示」として保護されます。但し、「地理的表示」は、対象が特定の農林水産物・酒類等に限られ、産業製品やサービスの名称表示を直接保護に対する制度は日本にはありません。行政機関から「許可」を受けて自己の営業上の名称や商品サービス名称を安心して表示使用できる仕組みを、日本弁理士会関東会東京委員会多摩部会から数回に分けてご案内します。

[筆者紹介]
日本弁理士会関東会東京委員会運営委員 弁理士 久保 雅裕

| | | | | | |
|------|---------------|-------|--------------------|------------------|--------------------|
| 発行者 | 公益社団法人 八王子法人会 | 会長 | 清宮 仁 | 発行日 | 令和5年11月5日 |
| 編集者 | 公益社団法人 八王子法人会 | 広報委員長 | 小林 一仁 | 印刷 | スズキ美術印刷(株) |
| 発行所 | 公益社団法人 八王子法人会 | | | | 東京都八王子市南町9-8 |
| 第48巻 | 第8号通 | 巻516号 | 電話(042)625-4875(代) | FAX(042)625-0566 | 電話(042)626-2600(代) |

オオガンクビソウ

ガンクビソウの名をもつものは多摩地方に見られるものだけでも普通種のガンクビソウ、ホソバガンクビソウ、サジガンクビソウ、ヒメガンクビソウとこのオオガンクビソウの5種が見られる。

確かにそれらはその花の形がキセルのガンクビを思わせる形をしている。なかでオオガンクビソウだけはその花の姿が大きすぎて、正面を向いたものはちよつとガンクビとは思えないようなところもある。ただし、その首がうなだれてくるとその仲間であることが理解できるだろう。

オオガンクビソウは本州中部以北の山地に生

え、高さ1メートルほどになる。ヒメガンクビソウは高させいぜい15センチぐらいの大きさだ。

オオガンクビソウは上部で枝を多く分け、上部の枝はかなり太い。下部の葉は広卵形で、長さ40センチほどもあるが花時には枯れる。花が大きいだけに、果実もたくさん着く。粘液を分泌し、臭気もあつて、衣服などによくくっつく。

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

